

補助金のあり方についての意見整理（報告書構成素案）

1 テーマの選択

※ 「補助金のあり方」を検討テーマとした理由を記載

2 検討の経過

※ 会議開催経過など、今年度の検討の経過を記載

3 現状

※ 性質分類別等から補助金の現状等を記載（第2回会議資料等をベース）

4 課題

※ 現状を踏まえた補助金の課題を記載（第2回会議資料等をベース）

5 補助金のあり方についての提言項目（例）（順不同）

■ 補助金のあり方について

- ・ 期待されることについて
- ・ 公益上の必要性（目的）について
- ・ 効果について
- ・ 補助金である必要性について
- ・ 交付先の団体に求められることについて

■ 整理・見直しについて

- ・ 分類（カテゴリー）について
- ・ 見直し対象について（裁量性のある補助金について）
- ・ 見直し効果の大きいものについて
- ・ 終期設定による見直し（サンセット方式）について
- ・ コミュニケーション（対話）について

■ 見直しの際の視点について

- ・ 時代に即した内容であるか（公益上の必要性）
- ・ 効果的な補助金となっているか（効果）
- ・ 零細補助金の廃止・見直し（効果）
- ・ 新たな補助金等への切り替え（公益上の必要性、効果）
- ・ その他事業への切り替え（補助金である必要性）
- ・ 他の支援策と合わせた見直し（効果、補助金である必要性）
- ・ 団体の自立（交付先の団体に求められること）
- ・ その他、廃止（見直し）の際の対応

■ その他

- ・ 市に事務局がある団体への補助について
- ・ 特定の団体への補助について
- ・ 補助金の公表等について

■ 補助金のあり方について

【補助金の定義等】

「地方自治法 232 条の 2」

普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

「地方公共団体 歳入歳出科目解説」（ぎょうせい）

一般的には特定の事業、研究等の育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。

● 期待されることについて

補助金は、「一般的には特定の事業、研究等の育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの」とされており、市民団体の育成、発展、活動の活性化に必要なものであり、行政施策の実施に当たり補完的な手法としても期待されるものである。

人口減少・少子高齢化社会において、行政の役割を市民団体等の活動に委ねていく、協働で取り組んでいくという点では、これから時代に必要な事業のひとつである。

したがって、補助金のあり方を検討あるいは見直しをすることは、市民（団体）と行政の関係をどう捉えていくかということであり、またそのきっかけになるものと考える。

● 公益上の必要性（目的）について

補助金は、「地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの」とあるように、公益上の必要性が補助金を交付する際の前提条件となる。

公益上の必要性という点では、補助金は、政策・施策を進めるうえで必要であり、他の事業等と効果的に連動する必要があると考える。

交付の前提となることからも、その必要性（目的）については、客観的に認められるものでなければならないと考える。

● 効果について

補助金（事業）の効果については、政策・施策を進めるうえでどのような効果があるかについて評価して行く必要がある。今までの補助金（事業）は、その補助金が適正に使われて、適正に事業を実施しているかどうかを主に評価してきた印象があるが、

交付した補助金で、どれだけの政策・施策上の効果を出したかを評価していくことが重要である。効果の見える化が必要になる。

● 補助金である必要性について

政策・施策の目的に対する取組みの1つが補助金（事業）であり、補助金以外の手段の方が効果的であるときは、それに置き換えていくことが必要である。

また、市民や市民団体を支援するという点においても、税の減免、施設使用料の減免、人材派遣等、さまざまな手段の1つとして補助金（事業）ある。他の支援の手法と合わせて戦略的に考えていく必要がある。

● 交付先の団体に求められることについて

交付先の団体については、自立を基本的な考え方とすべきである。その点で、運営費補助については、経常的に出していくのではなく、自立を促していくことが必要である。ただし、自立できるほどの収入源がないという現実もあり、行政が収入を得るために支援していくことが重要になる。

また、交付先の団体は、補助金等が税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、補助金の目的を十分に理解して事業を実施する責務がある。

■ 整理・見直しについて

社会情勢の変化等に伴い、補助金について、定期的に見直し・廃止を行っていくべきである。

● 分類（カテゴリー）について

補助金の見直しについて、性質区分、財源区分、補助金額区分等を設け分類整理を行うことにより焦点を絞って効果的に検討が進められる。

できるだけ明確に区分できるように、区分ごとの定義等は適切に設定する必要がある。

● 見直しの対象について（裁量性のある補助金について）

国県の補助制度に基づいて交付する補助金や、義務付けのある補助金などは、見直し等に関して市の裁量がないため、見直し・廃止の対象となるものは、市の単独事業など裁量のある事業が中心となる。

ただし、国県の補助金で見直しの余地のないものであっても、事務コストや費用対効果を検証し、効果的でないものは事業を廃止する考え方は必要である。

● 見直しの効果の大きいものについて

金額の小さい補助金については、審査会などによる個別の一件査定や事務コストのかかる新たな公募・競争型の導入などは非効率となる。金額の大きい補助金に絞って、丁寧な見直しを行っていくべきである。

金額の小さい補助金については、性質区分等で複数の補助金をまとめて、その効果や総合的な支援の観点で見直しを行うことなどが必要である。

● 終期設定による見直し（サンセット方式）について

社会情勢は常に変化していることを考慮し、一定期間経過している補助金については原則一旦廃止すべきである。

そのうえで、継続して必要な補助金については、より効果的となるよう見直しを行い新規の補助金として設立する方式をとるべきである。

今後は、例外なく補助金には終期を設定し、一定期間経過した補助金は同様に廃止・見直しを行う方式とすべきである。

● コミュニケーション（対話）について

補助金の見直しに当たっては、交付先の市民・団体とのコミュニケーション（対話）も重要な手続となる。本当に必要であるか、どういったところに支援が必要かなど、行政だけでなく交付先の市民・団体とともに考えて見直していく視点も重要である。

■ 見直し・廃止の際の視点について

補助金は、「1 補助金のあり方」にある「公益上の必要性」、「効果」等において適当なものであることが大前提となるが、見直し・廃止の際に特に必要な視点について意見を述べる。

● 時代に即した内容であるか（公益上の必要性）

社会情勢の変化とともに、公益上の必要性についても変化していくため、事業開始時の目的と照らし合わせ、定期的に見直し・廃止を行うべきである。

例えば、自治会館建設等補助金については、昭和56年からの事業であり、当時は人口が急増する中で自治会館が必要となった背景があると考えるが、人口減少期の現在は事業そのものの意義が失われているとも考えられる。また、歯科休日急患診療所運営費補助金についても、現在は、休日に診療を行っている歯科があるため、その役割を終えたとも考えられる。

事業を始めた当初の状況から社会情勢が変化し、その意義が失われているものは、廃止するべきである。

● 効果的な補助金となっているか（効果）

原則として、補助金による効果の見える化は必要である。単なるアウトプットでなく、どういうアウトカムにつながったかという点で効果を把握・検証し、費用対効果のないものは、見直し・廃止していくべきである。

また、交付方法を公募型・競争型等にすることによって、その効果を高めるといったことも考えられる。

● 零細補助金の廃止・見直し（効果）

補助金の交付にあたっては、申請書、計画書、報告書等の作成やその審査など、多くの手続を要し、交付をする側も交付を受ける側も負担があり、少額の補助金については非効率である。

零細補助金は、効率性の観点から一定額で見直しを行うべきである。

● 新たな補助金等への切り替え（公益上の必要性、効果）

社会情勢の変化に伴い、市民活動への支援の手法や、地域ニーズへの対応などについて、民間事業者、行政ともに新たな取組みが生まれてきている。

必要に応じて、新たな手法を取り入れ、効果的な補助金に切り替えていくことが必要である。

【参考】

クラウドファンディング

バウチャー制度

ネイバーフットマッチングファンド

コミュニティビジネスへの融資

収益納付型補助金

ソーシャルインパクトボンド

公募・競争型

● その他事業への切り替え（補助金である必要性）

政策・施策の目的に対して、補助金以外の手段の方が効果的であるときは、それに置き換えていくことが必要である。

「市とのつながり」を持つという点では効果のある市民活動に対する少額の補助金であれば、表彰制度の方がより効果的であるということも考えられる。また、協賛金や賛助金など、団体の事務手続きを要しない補助への切り替えも考えられる。

また、補助金からコンテストによる賞金へ切り替えることは、団体の事務コスト削減や競争性を持たせることによる活動の活性化などの効果も期待できると考える。

● 他の支援策と合わせた見直し（効果、補助金である必要性）

交付先の団体によっては、補助金以外の支援や複数の補助金を受けていることがあり、2重、3重の手厚い補助がされている可能性がある。

補助金以外の支援策も含めて総合的に補助のあり方を考えるべきである。

また、補助を一元化して交付金として一括で交付し、自由度を高めることにより、団体の自主性の発揮や間接コストの削減の可能性も考えられる。

● 団体の自立（交付先の団体に求められること）

交付先の団体については、自立を前提として、運営費については、経常的に出していくのではなく、自立を促していくことが必要である。団体を育て、自立を促す点では、

例えば、補助期間を5年として、10割、8割、6割、4割、2割と徐々に金額を落としていく方法も考えられる。

運営費は、経常的には補助しないことを基本として、見直しを行うべきである。

● その他、廃止（見直し）する際の対応

補助金を廃止する際には、補助金を集約化していくことや徐々に金額を減らしていくこと、クラウドファンディングなどの新たな制度を活用していくといった段階的な廃止や代替となる制度への切り替えなど、市民活動の継続という点にも配慮する必要がある。

また、補助金の見直しや廃止に伴い、行政が代替となる制度の情報提供や運営に関するアドバイスなどの支援を行っていくことは必要である。

■ その他

● 市に事務局がある団体への補助について

市役所に事務局がある団体に出している補助金があるが、透明性、公平性、公正性の点で問題があるため、早急に見直すべきである。

● 特定の団体への補助について

特定の団体に対する補助金があるが、社会情勢等の変化に伴い、より効果的な機能を発揮する団体が他にもある可能性がある。その団体の評価とあわせて、効果的な補助対象の可能性についても検討するべきである。

● 補助金の公表等について

補助対象者を含め、補助金について公表することは、透明性の確保や交付される側も交付する側にも緊張感を与えることになる。また、仮に不合理なものがあった場合は、見直す機会にもなるため、ホームページ等での補助金の公表を検討すべきである。

また、補助対象者による活動発表会も効果的である可能性がある。